

# Newsletter



No. 65 1996. 7. 5

=====  
〒141 東京都品川区大崎 5-6-2 産能大学内  
事務局：  
日本教育情報学会 運営本部事務局 TEL03-5487-8864 FAX03-5487-8768  
=====

## 第12回定時総会招集のご通知

会長 木田 宏

第12回定時総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 日 時 1996年8月8日(木) 13:00~13:30
2. 場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際会議室  
(東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-3467-7201)
3. 議 案 第1号議案 1995年度事業報告及び収支決算承認の件  
第2号議案 1996年度事業計画案及び予算案承認の件

※出欠票・委任状は、7月25日(木)までに返送用封筒によりご返送くださいますよう、お願いいたします。

第1号議案に関する資料

1995年度事業報告書（自1995年4月1日 至1996年3月31日）

1995年度に実施した事業は次のとおりである。

- (1)機関誌の発行 「教育情報研究」第十一巻第一号、第二号、第三号、第四号（B5版・季刊）、「News letter」No.58～63を刊行し会員に配布した。
- (2)総会・役員会の開催 第11回定時総会（1995年8月17日）を開催した。  
第14回理事会（1995年8月17日）を開催した。  
運営委員会を12回開催した。
- (3)研究会の開催 日本教育情報学会第11回年会（1995年8月17日、18日）を京都府で開催した。  
研究会を1995年5月27日に京都府で、1995年6月24日に東京都で開催した。

1995年度収支決算書（自1995年4月1日 至1996年3月31日）

1. 収入の部

（単位：円）

科 目	決 算 額	予 算 額	差 額
1. 会 費	4,055,000	4,820,000	△ 765,000
(1) 専門会員会費	( 2,405,000)	( 2,800,000)	(△395,000)
(2) 一般会員会費	( 1,320,000)	( 1,500,000)	(△180,000)
(3) 賛助会員会費	( 0)	( 100,000)	(△100,000)
(4) 公共会員会費	( 330,000)	( 420,000)	(△ 90,000)
2. 入 会 金	36,000	50,000	△ 14,000
3. 寄 付 金	0	0	0
4. 広 告 料	0	0	0
5. 雑 収 入	1,100,638	800,000	300,638
6. 前年度繰越収支差額	1,548,141	1,548,141	0
収 入 合 計	6,739,779	7,218,141	△ 478,362

2. 支出の部

科 目	決 算 額	予 算 額	差 額
1. 管 理 費 支 出	2,547,820	2,900,000	△ 352,180
(1) 会 議 費	( 191,262)	( 300,000)	(△108,738)
(2) 旅 費 交 通 費	( 770,990)	( 800,000)	(△ 29,010)
(3) 通 信 運 搬 費	( 754,605)	( 900,000)	(△145,395)
(4) 消 耗 品 費	( 4,617)	( 50,000)	(△ 45,383)
(5) 印 刷 製 本 費	( 503,500)	( 450,000)	( 53,500)
(6) 諸 謝 金 費	( 213,182)	( 300,000)	(△ 86,818)
(7) 雑 費	( 109,664)	( 100,000)	( 9,664)
2. 事 業 支 出	3,178,742	4,000,000	△ 821,258
(1) 総 会 誌	( 0)	( 100,000)	(△100,000)
(2) 機 関 誌	( 2,178,742)	( 2,500,000)	(△321,258)
(3) 研 究 会	( 1,000,000)	( 1,400,000)	(△400,000)
3. 予 備 費	0	318,141	△ 318,141
支 出 合 計	5,726,562	7,218,141	△1,491,579
次年度繰越収支差額	1,013,217		

第2号議案に関する資料

1996年度事業計画書(案) (自1996年4月1日 至1997年3月31日)

1996年度に実施する事業は次のとおりである。

- (1)機関誌の発行 「教育情報研究」第十二巻第一号, 第二号, 第三号, 第四号(B5版・季刊), 「News letter」No.64~69を刊行し会員に配布する。
- (2)総会・役員会の開催 第12回定時総会を開催する。  
第15回理事会を開催する。  
運営委員会を毎月1回開催する。
- (3)研究会の開催 日本教育情報学会第12回年会(1996年8月8日, 9日)を東京都で開催する。  
研究会, 講習会等を数回開催する。

1996年度収支予算書(案) (自1996年4月1日 至1997年3月31日)

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
1. 会 費	4,840,000	
(1)専門会員会費	(2,500,000)	10,000円×250人
(2)一般会員会費	(1,890,000)	7,000円×270人
(3)賛助会員会費	(0)	100,000円
(4)公共会員会費	(450,000)	15,000円×30団体
2. 入 会 金	50,000	1,000円×50人
3. 広 告 料	0	
4. 雑 収 入	800,000	
5. 前年度繰越収支差額	1,013,217	
収 入 合 計	6,703,217	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	備 考
1. 管 理 費 支 出	2,900,000	
(1)会 議 費	(300,000)	委員会等
(2)旅 費 交 通 費	(800,000)	役員会・委員会等
(3)通 信 運 搬 費	(850,000)	機関誌50万円, 事務連絡等35万円
(4)消 耗 品 費	(50,000)	発送用品, コピー用紙等
(5)印 刷 製 本 費	(500,000)	封筒, 申込用紙等
(6)諸 謝 金	(300,000)	庶務, 会計事務, 機関誌発送等
(7)雑 費	(100,000)	手数料等
2. 事 業 支 出	3,600,000	
(1)総 会	(100,000)	第12回定時総会
(2)機 関 誌	(2,300,000)	教育情報研究, News letter
(3)研 究 会	(1,200,000)	第12回年会運営費, 研究会運営費
3. 予 備 費	203,217	
支 出 合 計	6,703,217	

## 脳科学研究の推進についての勧告を議決 ～平成8年4月の日本学術会議の動きから～

### 第123回日本学術会議総会

日本学術会議第123回総会は、平成8年4月17日(木)から3日間にわたって開催されました。

総会初日は、まず、前回総会以降の報告が行われ、会長から会長経過報告、科学技術会議報告、それぞれの部長・委員長等から各運営附置委員会、各部、複合領域研究連絡委員会運営協議会、各常置委員会及び各特別委員会の報告が行われ、更に会員推薦管理会報告、各研究連絡委員会報告に続いて、アジア学術会議実行委員会報告として西島委員長より3月25日から28日までの4日間にわたり第3回アジア学術会議～科学者フォーラムを開催しアジア地域10か国の代表と相互理解と信頼関係を深めることができたとの報告がありました。

引き続き提案事項の審議に移り、「脳科学研究の推進について(勧告案)」、「運営審議会附置関連研究連絡委員会等指定委員会の設置について」、「運営審議会附置会員推薦手続検討委員会の廃止について」の3件の議題について提案理由説明・討論・採決を行いました。

まず、脳科学とこれに関連する研究を総合的に推進するために脳科学の各専門分野の代表者・こころの問題に関連をもつ人文・社会科学領域の代表者・各省庁等で構成される国としての常設的な脳科学研究推進組織を設ける必要があるという「脳科学研究の推進について(勧告案)」について、脳と科学とこころの問題特別委員会の大熊委員長より提案理由の説明があり、討論の後、賛成多数で勧告として議決されました。

続いて、推薦人の数の指定に関する事務のほか、この事務を円滑に進めるため会員推薦管理会の意見聴取に関する事務処理、各部及び各研究連絡委員会と必要な連絡・調整を行うことを任務とする「運営審議会附置関連研究連絡委員会等指定委員会」の設置及び会員推薦手続に関する諸問題について審議を行い、その任務を終了した「運営審議会附置会員推薦手続検討委員会」の廃止についてそれぞれ賛成多数で可決しました。

総会第2日目は、第7常置委員会が取りまとめた「日本学術会議と国際対応」、アジア学術会議実行委員会からの資料「アジア学術会議について」、伊藤会長から提出された「我が国の学術研究体制は如何にあるべきか」の3件をテーマとした自由討議を行いました。いずれのテーマについても出席した会員の間で活発な討論が行われました。

### 勧告を梶山内閣官房長官に手交

日本学術会議第123回総会において議決された「脳科学研究の推進について(勧告)」は、4月19日国会内において、海外出張中のため不在の橋本内閣総理大臣に替わって、梶山静六内閣官房長官に伊藤正男日本学術会議会長から手交、提出されました。

また、この勧告の本信写は、後日、法務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働大臣、国家公安委員会委員長、科学技術庁長官及び環境庁長官などの関係大臣あて送付されました。